

## 「南島原市子ども・子育て支援事業計画（素案）」への意見募集結果

### 1. 意見募集期間

平成27年2月2日(月) ～ 平成27年3月4日(水)

### 2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

### 3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

### 4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
その他	<p>保育所入所のしおりでは、保育を利用できる期間として、「育児休業」は、「満1歳になる日の月末」までと定められている。</p> <p>1年以上の育児休業が取得できて、保育園にあずけずに、できるだけ長く家で子どもの世話をしたいと思う母親にとって、なぜこのような規定があるのか疑問に思う。</p> <p>育児休業中であれば、1歳までという制限を無くし、保育所への入所を認めて欲しい。</p>	<p>南島原市では、保育を利用できる期間として、「育児休業においては、満1歳になる日の月末まで」としております。</p> <p>これは、市内の子育て中の保護者において、育児休業の取得期間が1年未満であることが大半を占めていたこと、及び県下の他市においても、同様の取扱としている市があることからこのように取り決めております。</p> <p>今後は、育児休業取得期間が1年以上となる方も増加していることから、再度、近隣市等の状況を見ながら、その取扱について検討してまいります。</p> <p>しかし、未だに育児休業の取得</p>	E

		<p>が一部の事業所に限られることなどから、取得したくても育児休業が取得できない方も多く存在するなど、入所に関して公平な状況を保つためにも、これらを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。</p>	
--	--	--	--